

不発弾処理等に関する意見書

沖縄戦の傷跡が未だ残る沖縄県において、県土に投下された砲弾は、約20万トン以上といわれ、現在においても約2,200トンの不発弾が埋没していると推測されている。

不発弾の処理に関しては、平成21年1月に糸満市で起きた水道管敷設工事による爆発事故を契機に「沖縄県不発弾等対策安全基金条例」が創設されるなど新たな対策も講じられてきた。

そのような中、去った9月4日に南風原町新川の病院敷地内に於いて、米国製125キロ爆弾の不発弾処理作業が行われ、院内や関連福祉施設内に重症患者ら200人と病院職員85人がとどまったまま実施されるという異例の事態が発生した。

今回の不発弾処理に関して、不発弾処理に伴う移動困難者への対応、避難に伴う交通費や安全対策に係る費用負担の問題など多くの課題が明らかになった。

沖縄県民は、不発弾処理のたびに恐怖に脅え、避難する事を強いられており、日常生活や経済活動にも大きな支障をきたし、精神的苦痛、経済的損失は計りしれないものがある。

更に沖縄には戦後、不発弾探査が行われていない土地に建てられた住宅等が多く今後、建て替え等が進んでいく中で地中に潜む不発弾から逃れられない状況にある。

よって、うるま市議会は、市民・県民の生命・財産・生活の安全を守る立場から、不発弾処理は国の責任により、当然行われるべき戦後処理事業として位置づけ、下記の事項について強く求めるものである。

記

1. 公共、民間工事を問わず磁気探査を義務化し、探査及び処理に係る費用のすべてを全額国庫負担とすること。
 2. 避難等による住民の経済的損失を補償すること。
 3. 不発弾撤去を加速化する仕組みづくりを早急に図り、実施すること。
 4. 不発弾処理に関する法律を速やかに制定すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月7日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 財務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣